

佐渡汽船の運賃割引 離島留学について

佐渡汽船の運賃割引は有人国境離島法に基づき、佐渡市民を対象に適用されています。**令和5年4月1日**から下記が対象となりました。

1 対象となったもの

「離島留学制度により一定期間実施する学習・研修・実習等を行う未成年である保護者及び兄弟姉妹」

2 対象範囲

離島留学制度で内海府小・中学校、松ヶ崎小・中学校、羽茂高等学校に在籍している未成年者である**保護者及び兄弟姉妹**

※保護者・・・父母、祖父母

3 有効期間

①内海府小・中学校、松ヶ崎小・中学校
在籍期間の当該年度末まで(更新の場合は再発行)

②羽茂高等学校
成人年齢の18歳となる誕生日の前日まで

4 運賃割引の適用範囲

カーフェリー・ジェットフォイルの旅客運賃

※自動車航送運賃は**対象にはなりません。**

5 申請に必要な書類

①佐渡市民サービスカード交付申請書

※佐渡市ホームページ(<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2016/41201.html#b>)

佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンターにあります。

②離島留学生と証明するもの(在学証明書等)

③離島留学生との続柄が確認できるもの(戸籍謄本等)

④身分証明書(※運転免許証、健康保険証等)の写し

6 申請方法

申請に必要な書類を揃えて、佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンターへ提出してください。郵送の場合は下記の佐渡市交通政策課へ提出してください。

7 受付場所

佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンター(平日8:30~17:30)

【送付先／お問い合わせ先】 佐渡市観光振興部交通政策課
〒952-1292 佐渡市千種232番地
TEL 0259-63-3184

離島留学の運賃割引に関するQ&A

Q1 離島留学をする本人は対象にならないのですか。

A1 佐渡市へ住民票を移しているため、佐渡市民サービスカードを郵送で交付します。交付には一週間から二週間ほどかかります。

Q2 一緒に佐渡市へ移住した家族は対象にならないのですか。

A2 家族も佐渡市へ移住した場合は佐渡市民サービスカードを発行します。

Q3 対象範囲の保護者はどこまでを指しますか。

A3 父母、祖父母を指します。

Q4 申請に必要な書類で、親族であることを確認できる書類は具体的にどういったものですか。

A4 戸籍謄本等に離島留学生との親子関係等を示す内容が明示してあるものが必要となります。

Q5 羽茂高等学校の場合、有効期間が成人年齢の18歳となる誕生日の前日までなのはなぜですか。卒業までにならないのですか。

A5 対象範囲にある「未成年者」が18歳未満の方を指すため、有効期間が成人年齢の18歳となる誕生日の前日までとなります。そのため、卒業の日までとはなりません。

Q6 いつから割引が受けられますか。

A6 佐渡市民サービスカード(準住民用)が到着してから受けられます。それまで割引は受けられませんので、ご了承ください。

Q7 申請をしたら、何か送られてきますか。

A7 申請書類の到着後から一週間から二週間程度を目途に佐渡市交通政策課から佐渡市民サービスカード(準住民用)を送付いたします。

Q8 利用するときはどうすればよいのですか。

A8 佐渡汽船の窓口にて市民カードと併せて身分証明書をご提示ください。
なお、券売機ではご利用できませんのでご了承ください。